宮崎県消費生活センター

アリンコちゃんの

消費生活だより

Vol.36　令和８年１１月１５日



Wi-Fiルーターが実質無料？　契約内容をよく確認

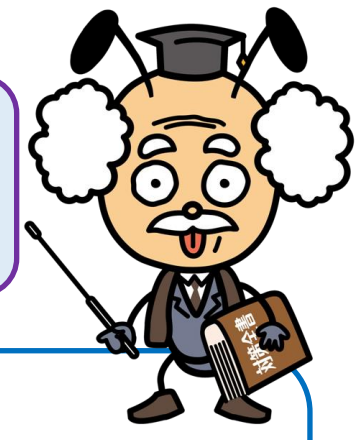

事例

　スマートフォンが自宅でつながりにくくなり、携帯電話ショップで相談したところ、据置型のWi-Fiルーターを勧められた。

　「ルーター本体は80,000円（36回払い）だが、サービスで毎月2,200円割り引くので実質無料」と言われたので契約した。

　後日、請求明細を確認したら、 Wi-Fiルーターの通信料金が上乗せされて前月より5,000円も高かったため、「実質無料と言われて契約した。別途通信料金がかかるとは聞いていない」と解約を伝えると、「中途解約の場合はルーター本体の残りの代金をいますぐ支払ってもらう」と言われた。

　契約時にきちんと通信料金やルーター本体代金の割引条件の説明があれば契約しなかった。納得いかない。　（70歳代）

こんなことに気をつけよう

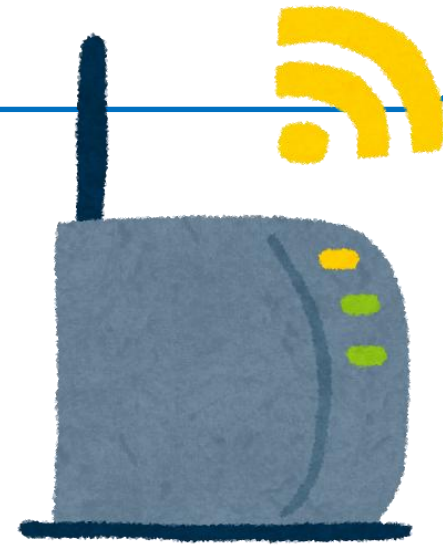

◆ 機器をコンセントに挿すだけでインターネットが利用できる「据置型Wi-Fiルーター」の契約に関する相談が多く寄せられています。

◆ 据置型Wi-Fiルーターは通信と本体のセット契約が一般的です。本体購入の場合、毎月の通信料割引により一定期間の継続利用で本体代が「実質無料」になるサービスもありますが、途中解約すると割引が打ち切られ、本体代金の残債を支払う必要があります。

◆ 「実質無料」「安くなる」などと言われても、月々の支払額、解約時に発生する料金なども契約前にしっかり確認しましょう。内容がよく分からなかったり、必要がない契約は断りましょう。

◆ 解約の際は、すぐに契約先事業者に申し出ましょう。困ったときは消費生活センターにご相談ください。

契約トラブルなど「こんなのアリ？」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【消費者ホットライン】　☎188（いやや）（お近くの相談窓口（市町村または県消費生活センター）にナビダイヤルでつながります。）

【相 談 専 用 電 話】　宮崎県消費生活センター　0985－25－0999

都 城 支 所　0986－24－0999

延 岡 支 所　0982－31－0999

